

保護者様

鈴鹿市立加佐登小学校

危険が予想される場合の登下校について

大地震や台風・大雨・雷等が起こったとき、お子様の身の安全を守るためには、保護者と学校が連携した緊急対応が必要です。そこで、台風や地震など登校時に危険な事態が予想されるとき、事故防止のため以下の内容を基準に判断をお願いします。ただし、あくまでも基本的な判断ですので、緊急の場合は各ご家庭で適切な判断をお願いします。

1 台風・大雨・大雪などの場合

(1) 始業前に暴風特別警報（暴風雪特別警報）、大雪特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル4大雨危険警報、レベル3大雨警報、暴風警報（暴風雪警報）が発令された場合

①午前7時に見出しの警報が発令されている場合、当日の授業は中止します。

※近年、台風が近づいていなくても、線状降水帯などによって短時間で激しい大雨が降るケースが増えています。そのため、鈴鹿市教育委員会では、台風によるものかどうかにかかわらず、あらゆる大雨警報に対応できるよう、レベル3大雨警報における「台風に伴う」という限定を外す見直しを行いました。また、これまで鈴鹿市では、午前11時までに警報が解除された場合は、午後から授業を実施してきました。しかし、昨今の異常気象に伴う災害状況を鑑みると、警報解除後も通学路の冠水や河川の増水といった危険が多く潜んでおり、短時間で子どもたちの安全確保を行うことが困難な状況となっています。また、保護者の皆様も、警報状況を注視し続けることは大きな負担となることから、判断基準を上記の通りといたします。

(2) 始業後に暴風特別警報（暴風雪特別警報）、大雪特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル4大雨危険警報、レベル3大雨警報、暴風警報（暴風雪警報）が発令された場合

①通学路の安全が確認されたときは、下校時刻を学校で判断し、メールで連絡後集合場所まで教職員引率のもと下校させます。

②通学路が危険な場合は学校に待機させ、保護者への引き渡しとします。

(3) 警報は発表されていないが、風水害等の発生の恐れがある場合

①市内一斉あるいは学校で休校等の措置を取るときは、メールで連絡をします。

②始業後に、風雨が激しくなると予想されるときは、(2)に準じます。

2 雷の発生時

(1) 始業前に発生した場合

・雷がおさまるまで自宅待機とします。安全を確認後、登校させてください。始業を遅らせる場合は、メールで連絡をします。

(2) 下校前に発生した場合

・雷がおさまるまで学校に待機させ、下校を遅らせます。安全が確認されてから、下校させます。状況により、教職員が引率、もしくは保護者への引き渡しとします。



3 大地震の場合 (別紙「地震(震度5強以上)発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表等に伴う対応について」参照)

(1) 始業前に地震が発生した場合

- ・通学路や学校施設の安全が確認されるまでは、登校は見合わせ、自宅等の安全な場所で待機させてください。
- ・通学路の安全が確認され、授業が可能な場合は、メールで連絡をしますので、そのあと登校させてください。給食が実施できない場合は、メールで連絡をします。

付近の様子から登校が危険と判断した場合は、学校へ連絡をとり登校を見合わせてください。

(2) 在校中に発生した場合

- ・保護者への引き渡しとします。地震によりメール配信が通じない場合も考えられます。その場合も、引き渡しと判断してください。

災害発生時には、一人一人の判断が大切です。各ご家庭でも、どこに避難するか、どこで待ち合わせるか等について、必ず話し合っておいてください。

災害発生時には学校の電話が緊急用となり、通じなくなることが考えられます。また、メール配信も機能しなくなる場合もあると思われます。その際には、各家庭や地区の判断で対応してください。